

令和元年度 厚生労働省委託事業
看護師の特定行為に係る実態調査・分析事業（令和2年3月）
「到達目標の活用について」

<到達目標>

特定行為区分：呼吸器（気道確保に係るもの）関連

特定行為：経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整

概要：医師の指示の下、手順書により、身体所見（呼吸音、一回換気量、胸郭の上がり等）及び検査結果（経皮的動脈血酸素飽和度(SpO₂)、レントゲン所見等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、適切な部位に位置するように、経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの深さの調整を行う。

特定行為区分別科目一般目標：

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力、判断力及びコミュニケーション能力、並びに当該特定行為を行うための高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図る。

特定行為別到達目標：

- ① 気管チューブ挿入の適応となる主な疾患・病態を理解できる
- ② 気管チューブ留置の正しい位置、分泌物の量・性状から得られる所見を理解できる
- ③ 気管チューブの種類と特徴を理解できる
- ④ 気管チューブ管理上の注意点（安全管理、感染管理を含む）を理解できる
- ⑤ 気管チューブの位置調整の安全な手技の手順、注意点やリスク（有害事象とその対策等）を理解できる
- ⑥ 身体所見、検査結果から気管チューブの位置調整の必要性の可否を判断できる
- ⑦ 手順書で指示された病状の範囲外である場合、医師に報告・相談できる
- ⑧ 手順書に沿って患者に配慮しながら、気管チューブの位置の調整ができる
- ⑨ 気管チューブの位置調整時、状態に合わせて医師に必要な支援を求めることができる
- ⑩ 手順書に沿って気管チューブの位置調整前後の状況を把握し、医師に報告できる
- ⑪ 気管チューブの位置調整に伴う主な有害事象の対策等ができる
- ⑫ 気管チューブの位置調整に関わる医療者に情報共有ができる

令和元年度 厚生労働省委託事業
看護師の特定行為に係る実態調査・分析事業（令和2年3月）
「到達目標の活用について」

特定行為区分：呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連

特定行為：侵襲的陽圧換気の設定の変更

概要：医師の指示の下、手順書により、身体所見（人工呼吸器との同調、一回換気量、意識レベル等）及び検査結果（動脈血液ガス分析、経皮的動脈血酸素飽和度(SpO₂)等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、酸素濃度や換気様式、呼吸回数、一回換気量等の人工呼吸器の設定条件を変更する。

特定行為区分別科目一般目標：

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力、判断力及びコミュニケーション能力、並びに当該特定行為を行うための高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図る。

特定行為別到達目標：

- ① 侵襲的陽圧換気療法の目的・適応・禁忌を理解できる
- ② 侵襲的陽圧換気の設定の変更に必要な身体所見、検査結果及び呼吸器グラフィックモニタから得られる情報を理解できる
- ③ 侵襲的陽圧換気各設定項目の基準と適応を理解できる
- ④ 侵襲的陽圧換気の設定の変更における安全な手順、注意点やリスク（有害事象とその対策等）を理解できる
- ⑤ 身体所見と検査結果、グラフィックモニタから呼吸器の同調性や呼吸仕事量の増大の有無、適切な換気設定を判断できる
- ⑥ 手順書で指示された病状の範囲外である場合、医師に報告・相談できる
- ⑦ 手順書に沿って侵襲的陽圧換気の設定の変更ができる
- ⑧ 侵襲的陽圧換気の設定の変更に伴う全身状態への影響や有害事象の有無を評価し、医師に報告できる
- ⑨ 侵襲的陽圧換気の設定の変更に伴う主な有害事象の対策等ができる
- ⑩ 侵襲的陽圧換気の設定の変更を円滑に進めるために必要な情報を関わる医療者と情報共有ができる

令和元年度 厚生労働省委託事業
看護師の特定行為に係る実態調査・分析事業（令和2年3月）
「到達目標の活用について」

特定行為区分：呼吸器（人工呼吸療法に係るもの） 関連

特定行為：非侵襲的陽圧換気の設定の変更

概要：医師の指示の下、手順書により、身体所見（呼吸状態、気道の分泌物の量、努力呼吸の有無、意識レベル等）及び検査結果（動脈血液ガス分析、経皮的動脈血酸素飽和度（SpO₂）等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、非侵襲的陽圧換気療法（NPPV）の設定条件を変更する。

特定行為区分別科目一般目標：

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力、判断力及びコミュニケーション能力、並びに当該特定行為を行うための高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図る。

特定行為別到達目標：

- ① 非侵襲的陽圧換気療法の目的・適応・禁忌を理解できる
- ② 非侵襲的陽圧換気の設定の変更に必要な身体所見、検査結果を理解できる
- ③ 非侵襲的陽圧換気各設定項目の基準と適応を理解できる
- ④ 非侵襲的陽圧換気の設定の変更における安全な手順、注意点やリスク（有害事象とその対策等）を理解できる
- ⑤ 身体所見と検査結果から得られる情報の臨床的意味と NPPV の同調性や呼吸仕事量の増大の有無、適切な換気設定を判断できる
- ⑥ 手順書で指示された病状の範囲外である場合、医師に報告・相談できる
- ⑦ 手順書に沿って非侵襲的陽圧換気の設定の変更ができる
- ⑧ 非侵襲的陽圧換気の設定の変更に伴う全身状態への影響や有害事象の有無を評価し、医師に報告できる
- ⑨ 非侵襲的陽圧換気の設定の変更に伴う主な有害事象の対策等ができる
- ⑩ 非侵襲的陽圧換気の設定の変更を円滑に進めるために必要な情報を関わる医療者と情報共有ができる

令和元年度 厚生労働省委託事業
看護師の特定行為に係る実態調査・分析事業（令和2年3月）
「到達目標の活用について」

特定行為区分：呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連

特定行為：人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整

概要：医師の指示の下、手順書により、身体所見（睡眠や覚醒のリズム、呼吸状態、人工呼吸器との同調等）及び検査結果（動脈血液ガス分析、経皮的動脈血酸素飽和度（SpO₂）等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、鎮静薬の投与量の調整を行う。

特定行為区分別科目一般目標：

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力、判断力及びコミュニケーション能力、並びに当該特定行為を行うための高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図る。

特定行為別到達目標：

- ① 人工呼吸管理がなされている患者に対する鎮静の目的を理解できる
- ② 人工呼吸管理がなされている患者に対する鎮静薬の投与量の調整に必要な鎮静薬の種類及び臨床薬理を理解できる
- ③ 人工呼吸管理がなされている患者に対する鎮静の適応及び影響（方法、禁忌、過剰・過小鎮静の影響を含む）を理解できる
- ④ 人工呼吸管理がなされている患者に対する鎮静薬の投与量の調整に必要な病態を理解できる
- ⑤ 人工呼吸管理がなされている患者に対する鎮静薬の投与量の調整に必要な身体所見と検査結果（動脈血液ガス分析、経皮的動脈血酸素飽和度（SpO₂））を理解できる
- ⑥ 人工呼吸管理がなされている患者に対する鎮静薬の投与量の調整の適応とそのリスク（有害事象とその対策等）を理解できる
- ⑦ 身体所見と検査結果から人工呼吸管理がなされている患者に対する鎮静薬の投与量の調整の可否を判断できる
- ⑧ 手順書で指示された病状の範囲外である場合は、医師に報告・相談ができる
- ⑨ 手順書に沿って人工呼吸管理がなされている患者に対する鎮静薬の投与量の調整を実施できる
- ⑩ 人工呼吸管理がなされている患者に対する鎮静薬の投与量の調整後に伴う全身状態への影響や有害事象の有無を評価し、医師に報告できる
- ⑪ 人工呼吸管理がなされている患者に対する鎮静薬の投与量の調整に伴う主な有害事象の対策等ができる
- ⑫ 人工呼吸管理がなされている患者に対する鎮静薬の投与量の調整を円滑に進めるために必要な情報に関わる医療者と情報共有ができる

令和元年度 厚生労働省委託事業
看護師の特定行為に係る実態調査・分析事業（令和2年3月）
「到達目標の活用について」

特定行為区分：呼吸器（人工呼吸療法に係るもの） 関連

特定行為：人工呼吸器からの離脱

概要：医師の指示の下、手順書により、身体所見（呼吸状態、一回換気量、努力呼吸の有無、意識レベル等）、検査結果（動脈血液ガス分析、経皮的動脈血酸素飽和度（SpO₂）等）及び血行動態等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、人工呼吸器からの離脱（ウィーニング）を行う。

特定行為区分別科目一般目標：

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力、判断力及びコミュニケーション能力、並びに当該特定行為を行うための高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図る。

特定行為別到達目標：

- ① 人工呼吸器からの離脱に必要な病態を理解できる
- ② 人工呼吸器からの早期離脱及び早期抜管の意義を理解できる
- ③ 人工呼吸器からの離脱に必要な身体所見と検査結果を理解できる
- ④ 人工呼吸器からの離脱の適応とそのリスク（有害事象とその対策等）を理解できる
- ⑤ 身体所見と検査結果から人工呼吸器からの離脱の可否（自覚覚醒トライアル（SAT）・自発呼吸トライアル（SBT））を判断できる
- ⑥ 手順書で指示された病状の範囲外である場合、医師に報告・相談できる
- ⑦ 手順書に沿って患者に配慮しながら人工呼吸器からの離脱を実施できる
- ⑧ 人工呼吸器からの離脱に伴う主な有害事象の対策等ができる
- ⑨ 人工呼吸器からの離脱を円滑に進めるために必要な情報を関わる医療者と情報共有ができる

令和元年度 厚生労働省委託事業
看護師の特定行為に係る実態調査・分析事業（令和2年3月）
「到達目標の活用について」

特定行為区分：呼吸器（長期呼吸療法に係るもの） 関連

特定行為：気管カニューレの交換

概要：医師の指示の下、手順書により、気管カニューレの状態（カニューレ内の分泌物の貯留、内腔の狭窄の有無等）、身体所見（呼吸状態等）及び検査結果（経皮的動脈血酸素飽和度（SpO₂）等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、留置されている気管カニューレの交換を行う。

特定行為区分別科目一般目標：

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力、判断力及びコミュニケーション能力、並びに当該特定行為を行うための高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図る。

特定行為別到達目標：

- ① 気管とその周囲の解剖と気管カニューレの交換の適応となる主な疾患・病態を理解できる
- ② 気管カニューレの種類と構造・特徴を理解できる
- ③ 気管カニューレ管理上の注意点（安全管理、感染管理を含む）を理解できる
- ④ 気管カニューレの交換に必要な身体診察と検査項目を理解できる
- ⑤ 気管カニューレの交換の適応と禁忌、そのリスク（有害事象とその対策等）を理解できる
- ⑥ 身体所見と検査結果から気管カニューレの交換の必要性の可否を判断できる
- ⑦ 手順書で指示された病状の範囲外である場合、医師に報告・相談できる
- ⑧ 手順書に沿って患者に配慮しながら、気管カニューレの交換ができる
- ⑨ 実施時の患者の状態に合わせて、医師に必要な支援を求めることができる
- ⑩ 手順書に沿って気管カニューレの交換後の状況を把握し、医師に報告できる
- ⑪ 気管カニューレの交換に伴う主な有害事象の対策等ができる
- ⑫ 気管カニューレの交換に関わる医療者に情報共有ができる

令和元年度 厚生労働省委託事業
看護師の特定行為に係る実態調査・分析事業（令和2年3月）
「到達目標の活用について」

特定行為区分：循環器関連

特定行為：一時的ペースメーカーの操作および管理

概要：医師の指示の下、手順書により、身体所見（血圧、自脈とペーシングとの調和、動悸の有無、めまい、呼吸困難感等）及び検査結果（心電図モニター所見等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、ペースメーカーの操作及び管理を行う。

特定行為区分別科目一般目標：

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力、判断力及びコミュニケーション能力、並びに当該特定行為を行うための高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図る。

特定行為別到達目標：

- ① 一時的ペースメーカー挿入・留置部位（解剖）を理解できる
- ② 一時的ペースメーカーの適応となる主な疾患・病態を理解できる
- ③ 一時的ペースメーカーの種類と特徴を理解できる
- ④ 一時的ペースメーカーの管理上の注意点（安全管理、感染管理を含む）を理解できる
- ⑤ 一時的ペースメーカーが作動しない原因と対策を理解できる
- ⑥ 一時的ペースメーカーが正しく作動しているかを判断できる
- ⑦ 身体所見と検査結果から一時的ペースメーカーの必要性の可否について判断できる
- ⑧ 手順書で指示された病状の範囲外である場合、医師に報告・相談できる
- ⑨ 手順書に沿って患者に配慮しながら、操作および管理を実施できる
- ⑩ 一時的ペースメーカーの操作後の状況を把握し、医師に報告ができる
- ⑪ 一時的ペースメーカーの操作に伴う主な有害事象の対策等ができる
- ⑫ 一時的ペースメーカーの操作に伴う有害事象等の対策後でも、改善しない場合に必要
な支援を求めることができる
- ⑬ 一時的ペースメーカーの操作後の結果に関わる医療者に情報共有ができる

令和元年度 厚生労働省委託事業
看護師の特定行為に係る実態調査・分析事業（令和2年3月）
「到達目標の活用について」

特定行為区分：循環器関連

特定行為：一時的ペースメーカーリードの抜去

概要：医師の指示の下、手順書により、身体所見（血圧、自脈とペーシングとの調和、動悸の有無、めまい、呼吸困難感等）及び検査結果（心電図モニター所見等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、経静脈的に挿入され右心室内に留置されているリードを抜去する。抜去部は、縫合、結紮閉鎖又は閉塞性ドレッシング剤の貼付を行う。縫合糸で固定されている場合は抜糸を行う。

特定行為区分別科目一般目標：

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力、判断力及びコミュニケーション能力、並びに当該特定行為を行うための高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図る。

特定行為別到達目標：

- ① 一時的ペースメーカー挿入・留置部位（解剖）を理解できる
- ② 一時的ペースメーカーの適応となる主な疾患・病態を理解できる
- ③ 一時的ペースメーカーの種類と特徴を理解できる
- ④ 一時的ペースメーカー抜去の安全な手技の手順、注意点、リスク（有害事象とその対策等）を理解できる
- ⑤ 身体所見、検査結果から一時的ペースメーカーの必要性の可否と抜去時期の判断ができる
- ⑥ 手順書で指示された病状の範囲外である場合、医師に報告・相談できる
- ⑦ 手順書に沿って患者に配慮しながら一時的ペースメーカーを抜去できる
- ⑧ 抜去部を、縫合、結紮閉鎖または閉塞性ドレッシング剤の貼付ができる
- ⑨ 抜去時の状態に合わせて、医師に必要な支援を求めることができる
- ⑩ 一時的ペースメーカー抜去後の状況を把握し、医師に報告できる
- ⑪ 一時的ペースメーカー抜去に伴う主な有害事象の対策等ができる
- ⑫ 一時的ペースメーカー抜去に関わる医療者に情報共有ができる

令和元年度 厚生労働省委託事業
看護師の特定行為に係る実態調査・分析事業（令和2年3月）
「到達目標の活用について」

特定行為区分：循環器関連

特定行為：経皮的心肺補助装置の操作および管理

概要：医師の指示の下、手順書により、身体所見（挿入部の状態、末梢冷感の有無、尿量等）、血行動態（収縮期圧、肺動脈楔入圧（PCWP）、心係数（CI）、混合静脈血酸素飽和度（SvO₂）、中心静脈圧（CVP）等）及び検査結果（活性化凝固時間（ACT）等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、経皮的心肺補助装置（PCPS）の操作及び管理を行う。

特定行為区分別科目一般目標：

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力、判断力及びコミュニケーション能力、並びに当該特定行為を行うための高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図る。

特定行為別到達目標：

- ① 経皮的心肺補助装置の適応となる主な疾患・病態を理解できる
- ② 経皮的心肺補助装置を使用する際のカテーテル挿入・留置部位（解剖）を理解できる
- ③ 経皮的心肺補助装置の管理上の注意点（安全管理、感染管理を含む）を理解できる
- ④ 経皮的心肺補助装置を使用中、不安定な血行動態の原因と対策を理解できる
- ⑤ 経皮的心肺補助装置使用中に必要な身体所見や検査結果を理解できる
- ⑥ 身体所見や検査結果から経皮的心肺補助装置の操作管理の必要性を判断できる
- ⑦ 手順書で指示された病状の範囲外である場合、医師に報告・相談できる
- ⑧ 手順書に沿って経皮的心肺補助装置の操作及び管理が実施できる。
- ⑨ 手順書に沿って実施した経皮的心肺補助装置の状況を把握し、医師に報告できる
- ⑩ 経皮的心肺補助装置の使用時、状態に合わせて必要な支援を求めることができる
- ⑪ 経皮的心肺補助装置の主な有害事象の対策等ができる
- ⑫ 経皮的心肺補助装置使用中に関わる医療者に情報共有ができる

令和元年度 厚生労働省委託事業
看護師の特定行為に係る実態調査・分析事業（令和2年3月）
「到達目標の活用について」

特定行為区分：循環器関連

特定行為：大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整

概要：医師の指示の下、手順書により、身体所見（胸部症状、呼吸困難感の有無、尿量等）及び血行動態（血圧、肺動脈楔入圧（PCWP）、混合静脈血酸素飽和度（SvO₂）、心係数（CI）等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、大動脈内バルーンパンピング（IABP）離脱のための補助の頻度の調整を行う。

特定行為区分別科目一般目標：

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力、判断力及びコミュニケーション能力、並びに当該特定行為を行うための高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図る。

特定行為別到達目標：

- ① 大動脈内バルーンパンピングの適応となる主な疾患・病態を理解できる
- ② 大動脈内バルーンパンピング挿入・留置部位（解剖）を理解できる
- ③ 大動脈内バルーンパンピングの特徴を理解できる
- ④ 大動脈内バルーンパンピングの管理上の注意点（安全管理、感染管理を含む）を理解できる
- ⑤ 大動脈内バルーンパンピング中の身体所見、検査結果、血行動態を理解できる
- ⑥ 大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整をする上で、安全な手技の手順、注意点やリスク（有害事象とその対策等）を理解できる
- ⑦ 身体所見、検査結果から大動脈内バルーンパンピングの離脱のための補助の頻度の調整性を判断できる
- ⑧ 手順書で指示された病状の範囲外である場合、医師に報告・相談できる
- ⑨ 手順書に沿って大動脈内バルーンパンピングの離脱のための補助の頻度調整を実施できる
- ⑩ 大動脈内バルーンパンピング離脱時の主な有害事象の対策等ができる
- ⑪ 大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整中、状態に合わせて必要な支援を求めることができる
- ⑫ 手順書に沿って大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整後の状況を把握し、医師に報告できる
- ⑬ 大動脈内バルーンパンピング中に関わる医療者に情報共有ができる

令和元年度 厚生労働省委託事業
看護師の特定行為に係る実態調査・分析事業（令和2年3月）
「到達目標の活用について」

特定行為区分：心嚢ドレーン管理関連

特定行為：心嚢ドレーンの抜去

概要：医師の指示の下、手順書により、身体所見（排液の性状や量、挿入部の状態、心タンポナーゲ症状の有無等）及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、手術後の出血等の確認や液体等の貯留を予防するために挿入されている状況又は患者の病態が長期にわたって管理され安定している状況において、心嚢部へ挿入・留置されているドレーンを抜去する。抜去部は、縫合、結紮閉鎖又は閉塞性ドレッシング剤の貼付を行う。縫合糸で固定されている場合は抜糸を行う。

特定行為区分別科目一般目標：

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力、判断力及びコミュニケーション能力、並びに当該特定行為を行うための高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図る。

特定行為別到達目標：

- ① 心嚢ドレーン挿入の適応となる主な疾患・病態を理解できる
- ② 心嚢ドレーン挿入・留置部位（解剖）、排液の量・性状から得られる所見を理解できる
- ③ 心嚢ドレーンの種類と特徴を理解できる
- ④ 心嚢ドレーンの管理上の注意点（安全管理、感染管理を含む）を理解できる
- ⑤ 心嚢ドレーンからの排液不良の原因と対策を理解できる
- ⑥ 心嚢ドレーン留置中の身体所見、検査結果を理解できる
- ⑦ 心嚢ドレーン抜去の安全な手技の手順、注意点やリスク（有害事象とその対策等）を理解できる
- ⑧ 患者の身体所見と検査結果から心嚢ドレーンの必要性の可否と抜去時期の判断ができる
- ⑨ 手順書で指示された病状の範囲外である場合、医師に報告・相談できる
- ⑩ 手順書に沿って患者に配慮しながら心嚢ドレーン抜去を実施できる
- ⑪ 心嚢ドレーン抜去時の状態に合わせて、医師に必要な支援を求めることができる
- ⑫ 心嚢ドレーン抜去後の状態を把握し、医師に報告できる
- ⑬ 心嚢ドレーン抜去に伴う主な有害事象の対策等ができる
- ⑭ 心嚢ドレーン抜去に関わる医療者に情報共有ができる

令和元年度 厚生労働省委託事業
看護師の特定行為に係る実態調査・分析事業（令和2年3月）
「到達目標の活用について」

特定行為区分：胸腔ドレーン管理関連

特定行為：低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更

概要：医師の指示の下、手順書により、身体所見（呼吸状態、エアリークの有無、排液の性状や量等）及び検査結果（レントゲン所見等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、吸引圧の設定及びその変更を行う。

特定行為区分別科目一般目標：

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力、判断力及びコミュニケーション能力、並びに当該特定行為を行うための高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図る。

特定行為別到達目標：

- ① 胸腔ドレーン管理の適応となる主な疾患・病態を理解できる
- ② 胸腔とその周囲の解剖を理解できる
- ③ 胸腔ドレーンチューブ・低圧胸腔内持続吸引器の種類と構造・特徴を理解できる
- ④ 胸腔ドレーン管理上の注意点（安全管理、感染管理を含む）を理解できる
- ⑤ 胸腔ドレーンの吸引圧の設定及びその変更に必要な身体所見と検査結果を理解できる
- ⑥ 胸腔ドレーンの吸引圧の設定の変更とそのリスク（有害事象とその対策等）が理解できる
- ⑦ 身体所見と検査結果から胸腔ドレーンの吸引圧の変更の必要性の可否を判断できる
- ⑧ 手順書で指示された病状の範囲外である場合、医師に報告・相談できる
- ⑨ 手順書に沿って胸腔ドレーンの吸引圧の設定及びその変更を実施できる
- ⑩ 胸腔ドレーン抜去前後の状況を把握し、医師に報告できる
- ⑪ 胸腔ドレーンの吸引圧の設定及びその変更に伴う主な有害事象の対策等ができる
- ⑫ 胸腔ドレーンの吸引圧の設定及びその変更に関わる医療者に情報共有ができる

令和元年度 厚生労働省委託事業
看護師の特定行為に係る実態調査・分析事業（令和2年3月）
「到達目標の活用について」

特定行為区分：胸腔ドレーン管理関連

特定行為：胸腔ドレーンの抜去

概要：医師の指示の下、手順書により、身体所見（呼吸状態、エアリークの有無、排液の性状や量、挿入部の状態等）及び検査結果（レントゲン所見等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、手術後の出血等の確認や液体等の貯留を予防するために挿入されている状況又は患者の病態が長期にわたって管理され安定している状況において、胸腔内に挿入・留置されているドレーンを、患者の呼吸を誘導しながら抜去する。抜去部は、縫合又は結紮閉鎖する。縫合糸で固定されている場合は抜糸を行う。

特定行為区分別科目一般目標：

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力、判断力及びコミュニケーション能力、並びに当該特定行為を行うための高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図る。

特定行為別到達目標：

- ① 胸腔ドレーン挿入の適応となる主な疾患・病態が理解できる
- ② 胸腔とその周囲の解剖が理解できる
- ③ 胸腔ドレーンチューブ・低圧胸腔内持続吸引器の種類と構造・特徴を理解できる
- ④ 胸腔ドレーンの抜去に必要な身体所見と検査結果を理解できる
- ⑤ 胸腔ドレーン抜去の適応と禁忌、そのリスク（有害事象とその対策等）が理解できる
- ⑥ 患者の身体所見と検査結果から胸腔ドレーン抜去の必要性の可否を判断できる
- ⑦ 手順書で指示された病状の範囲外である場合、医師に報告・相談できる
- ⑧ 手順書に沿って患者に配慮しながら、胸腔ドレーンの抜去が実施できる
- ⑨ 胸腔ドレーン抜去時、状態に合わせて医師に必要な支援を求めることができる
- ⑩ 手順書に沿って胸腔ドレーン抜去前後の状況を把握し、医師に報告できる
- ⑪ 胸腔ドレーン抜去に伴う主な有害事象の対策等ができる
- ⑫ 胸腔ドレーン抜去に関わる医療者に情報共有ができる

令和元年度 厚生労働省委託事業
看護師の特定行為に係る実態調査・分析事業（令和2年3月）
「到達目標の活用について」

特定行為区分：腹腔ドレーン管理関連

特定行為：腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む）

概要：医師の指示の下、手順書により、身体所見（排液の性状や量、腹痛の程度、挿入部の状態等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、腹腔内に挿入・留置されているドレーン又は穿刺針を抜去する。抜去部は、縫合、結紮閉鎖又は閉塞性ドレッシング剤の貼付を行う。縫合糸で固定されている場合は抜糸を行う。

特定行為区分別科目一般目標：

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力、判断力及びコミュニケーション能力、並びに当該特定行為を行うための高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図る。

特定行為別到達目標：

- ① 腹腔ドレーン挿入の適応となる主な疾患・病態を理解できる
- ② 腹腔ドレーン挿入・留置部位（解剖）、排液の量・性状から得られる所見を理解できる
- ③ 腹腔ドレーンの種類と特徴を理解できる
- ④ 腹腔ドレーン挿入・留置に関する身体所見と検査結果を理解できる
- ⑤ 腹腔ドレーンの管理上の注意点（安全管理、感染管理を含む）を理解できる
- ⑥ 腹腔ドレーンからの排液不良の原因と対策を理解できる
- ⑦ 術後創傷治癒の病態生理、治癒過程を理解できる
- ⑧ 腹腔ドレーン抜去の安全な手技の手順、注意点やリスク（有害事象とその対策等）を理解できる
- ⑨ 患者の身体所見と検査結果から腹腔ドレーンの必要性の可否と抜去時期の判断ができる
- ⑩ 手順書で指示された病状の範囲外である場合、医師に報告・相談できる
- ⑪ 手順書に沿って患者に配慮しながら腹腔ドレーンの抜去を実施できる
- ⑫ 腹腔ドレーン抜去時、状態に合わせて医師に必要な支援を求めることができる
- ⑬ 手順書に沿って腹腔ドレーン抜去後の状況を把握し、医師に報告できる
- ⑭ 腹腔ドレーン抜去に伴う主な有害事象の対策等ができる
- ⑮ 腹腔ドレーン抜去に関わる医療者に情報共有ができる

令和元年度 厚生労働省委託事業
看護師の特定行為に係る実態調査・分析事業（令和2年3月）
「到達目標の活用について」

特定行為区分：ろう孔管理関連

特定行為：胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換

概要：医師の指示の下、手順書により、身体所見（ろう孔の破たんの有無、接着部や周囲の皮膚の状態、発熱の有無等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換を行う。

特定行為区分別科目一般目標：

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力、判断力及びコミュニケーション能力、並びに当該特定行為を行うための高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図る。

特定行為別到達目標：

- ① 胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの適応となる主な疾患・病態を理解できる
- ② 胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの種類と特徴を理解できる
- ③ 胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの管理上必要な身体所見と検査結果を理解できる
- ④ 胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの管理上の注意点（安全管理・感染管理を含む）を理解できる
- ⑤ 胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタン交換時の安全な手技の手順、注意点やリスク（有害事象とその対策等）を理解できる
- ⑥ 患者の身体所見と検査結果から胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換についての可否を判断できる
- ⑦ 手順書で指示された病状の範囲外である場合、医師に報告・相談できる
- ⑧ 手順書に沿って患者に配慮しながら胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換ができる
- ⑨ 胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタン交換時、状態に合わせて医師に必要な支援を求めることができる
- ⑩ 手順書に沿って胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタン交換前後の状況を把握し、医師に報告できる
- ⑪ 胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換に伴う主な有害事象の対策等ができる
- ⑫ 胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換に関わる医療者に情報共有ができる

令和元年度 厚生労働省委託事業
看護師の特定行為に係る実態調査・分析事業（令和2年3月）
「到達目標の活用について」

特定行為区分：ろう孔管理関連

特定行為：膀胱ろうカテーテルの交換

概要：医師の指示の下、手順書により、身体所見（ろう孔の破たんの有無、接着部や周囲の皮膚の状態、発熱の有無等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、膀胱ろうカテーテルの交換を行う。

特定行為区分別科目一般目標：

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力、判断力及びコミュニケーション能力、並びに当該特定行為を行うための高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図る。

特定行為別到達目標：

- ① 膀胱ろうカテーテルの交換の適応となる主な疾患・病態を理解できる
- ② 膀胱ろうカテーテルの交換の種類と特徴を理解できる
- ③ 膀胱ろうカテーテル留置の管理上、必要な身体所見と検査結果を理解できる
- ④ 膀胱ろうカテーテル管理上の注意点（安全管理・感染管理を含む）を理解できる
- ⑤ 膀胱ろうカテーテルの交換時の安全な手技の手順、注意点やリスク（有害事象とその対策等）を理解できる
- ⑥ 患者の身体所見と検査結果から膀胱ろうの交換の可否を判断できる
- ⑦ 手順書で指示された病状の範囲外である場合、医師に報告・相談できる
- ⑧ 手順書に沿って患者に配慮しながら膀胱ろうカテーテルの交換が実施できる
- ⑨ 膀胱ろうカテーテルの交換時、状態に合わせて医師に必要な支援を求めることができる
- ⑩ 膀胱ろうカテーテルを患者の状態に合わせて適切な固定をすることができる
- ⑪ 手順書に沿って膀胱ろうカテーテルの交換前後の状況を把握し、医師に報告できる
- ⑫ 膀胱ろうカテーテルの交換に伴う主な有害事象の対策等ができる
- ⑬ 膀胱ろうカテーテルの交換に関わる医療者に情報共有ができる

令和元年度 厚生労働省委託事業
看護師の特定行為に係る実態調査・分析事業（令和2年3月）
「到達目標の活用について」

特定行為区分：栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連

特定行為：中心静脈カテーテルの抜去

概要：医師の指示の下、手順書により、身体所見（発熱の有無、食事摂取量等）及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、中心静脈に挿入されているカテーテルを引き抜き、止血するとともに、全長が抜去されたことを確認する。抜去部は、縫合、結紮閉鎖又は閉塞性ドレッシング剤の貼付を行う。縫合糸で固定されている場合は抜糸を行う。

特定行為区分別科目一般目標：

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力、判断力及びコミュニケーション能力、並びに当該特定行為を行うための高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図る。

特定行為別到達目標：

- ① 中心静脈カテーテル挿入の適応となる主な疾患・病態を理解できる
- ② 中心静脈カテーテル抜去に必要な身体所見と検査結果を理解できる
- ③ 中心静脈カテーテル抜去の適応と禁忌、そのリスク（有害事象とその対策等）を理解できる
- ④ 身体所見と検査結果から中心静脈カテーテル抜去の必要性の可否を判断できる
- ⑤ 手順書で指示された病状の範囲外である場合、医師に報告・相談できる
- ⑥ 手順書に沿って感染管理と患者に配慮しながら中心静脈カテーテル抜去ができる
- ⑦ 中心静脈カテーテル抜去時、状態に合わせて医師に必要な支援を求めることができる
- ⑧ 手順書に沿って中心静脈カテーテル抜去前後の状況を把握し、医師に報告できる
- ⑨ 中心静脈カテーテル抜去に伴う主な有害事象の対策等ができる
- ⑩ 中心静脈カテーテル抜去に関わる医療者に情報共有ができる

令和元年度 厚生労働省委託事業
看護師の特定行為に係る実態調査・分析事業（令和2年3月）
「到達目標の活用について」

特定行為区分: 栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)
関連

特定行為: 末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入

概要: 医師の指示の下、手順書により、身体所見（末梢血管の状態に基づく末梢静脈点滴実施の困難さ、食事摂取量等）及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、超音波検査において穿刺静脈を選択し、経皮的に肘静脈又は上腕静脈を穿刺し、末梢留置型中心静脈注射用カテーテル（PICC）を挿入する。

特定行為区分別科目一般目標:

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力、判断力及びコミュニケーション能力、並びに当該特定行為を行うための高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図る。

特定行為別到達目標:

- ① 末梢留置型中心静脈注射用カテーテル（PICC）挿入の適応となる主な疾患・病態を理解できる
- ② 末梢留置型中心静脈注射用カテーテル（PICC）挿入に必要な身体所見と検査結果を理解できる
- ③ 末梢留置型中心静脈注射用カテーテル（PICC）挿入の適応と禁忌、そのリスク（有害事象とその対策等）を理解できる
- ④ 身体所見と検査結果から末梢留置型中心静脈注射用カテーテル（PICC）挿入の必要性の可否を判断できる
- ⑤ 手順書で指示された病状の範囲外である場合、医師に報告・相談できる
- ⑥ 手順書に沿って感染管理と患者に配慮しながら末梢留置型中心静脈注射用カテーテル（PICC）挿入ができる
- ⑦ 末梢留置型中心静脈注射用カテーテル（PICC）挿入時、状態に合わせて医師に必要な支援を求めることができる
- ⑧ 手順書に沿って末梢留置型中心静脈注射用カテーテル（PICC）挿入前後の状況を把握し、医師に報告できる
- ⑨ 末梢留置型中心静脈注射用カテーテル（PICC）挿入に伴う主な有害事象の対策等ができる
- ⑩ 末梢留置型中心静脈注射用カテーテル（PICC）挿入に関わる医療者に情報共有ができる

令和元年度 厚生労働省委託事業
看護師の特定行為に係る実態調査・分析事業（令和2年3月）
「到達目標の活用について」

特定行為区分：創傷管理関連

特定行為：褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去

概要：医師の指示の下、手順書により、身体所見（血流のない壊死組織の範囲、肉芽の形成状態、膿や滲出液の有無、褥瘡部周囲の皮膚の発赤の程度、感染徴候の有無等）、検査結果及び使用中の薬剤等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、鎮痛が担保された状況において、血流のない遊離した壊死組織を滅菌ハサミ（剪刀）、滅菌鑷子等で取り除き、創洗浄、注射針を用いた穿刺による排膿等を行う。出血があった場合は圧迫止血や双極性凝固器による止血処置を行う。

特定行為区分別科目一般目標：

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力、判断力及びコミュニケーション能力、並びに当該特定行為を行うための高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図る。

特定行為別到達目標：

- ① 褥瘡を含む慢性創傷の特徴について理解できる
- ② 創傷治癒過程について理解できる
- ③ 褥瘡及び慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去の適応と禁忌について理解できる
- ④ 褥瘡及び慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去に伴うリスク（有害事象とその対策等）を理解できる
- ⑤ 褥瘡及び慢性創傷の治療における身体所見と検査結果が理解できる
- ⑥ 血流のない壊死組織の除去に伴う出血時の止血方法について理解できる
- ⑦ ドレッシング剤を用いた創傷管理方法が理解できる
- ⑧ 身体所見と検査結果から壊死組織の除去の適応の判断ができる
- ⑨ 手順書で指示された病状の範囲外である場合、医師に報告・相談できる
- ⑩ 手順書に沿って患者に配慮しながら血流のない壊死組織の除去が実施できる
- ⑪ 血流のない壊死組織の除去時、状態に合わせて医師に必要な支援を求めることができる
- ⑫ 手順書に沿って血流のない壊死組織の除去実施前後の状況を把握し、医師に報告できる
- ⑬ 血流のない壊死組織の除去に伴う有害事象の対策等ができる
- ⑭ 血流のない壊死組織の除去に関わる医療者に情報共有ができる

令和元年度 厚生労働省委託事業
看護師の特定行為に係る実態調査・分析事業（令和2年3月）
「到達目標の活用について」

特定行為区分： 創傷管理関連

特定行為： 創傷に対する陰圧閉鎖療法

概要： 医師の指示の下、手順書により、身体所見（創部の深さ、創部の分泌物、壊死組織の有無、発赤、腫脹、疼痛等）、血液検査結果及び使用中の薬剤等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、創面全体を被覆剤で密封し、ドレナージ管を接続し吸引装置の陰圧の設定、モード（連続、間欠吸引）選択を行う。

特定行為区分別科目一般目標：

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力、判断力及びコミュニケーション能力、並びに当該特定行為を行うための高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図る。

特定行為別到達目標：

- ① 褥瘡を含む慢性創傷の特徴について理解できる
- ② 創傷治癒過程について理解できる
- ③ 陰圧閉鎖療法の種類と適応・禁忌について理解できる
- ④ 陰圧閉鎖療法に伴うリスク（有害事象とその対策等）を理解できる
- ⑤ 陰圧閉鎖療法に必要な身体所見と検査結果を理解できる
- ⑥ 陰圧閉鎖療法システムの原理を理解できる
- ⑦ 身体所見と検査結果から陰圧閉鎖療法の適応の判断ができる
- ⑧ 手順書で指示された病状の範囲外である場合、医師に報告・相談できる
- ⑨ 手順書に沿って創傷に応じて、陰圧閉鎖療法を実施できる
- ⑩ 陰圧閉鎖療法時、状況に合わせて必要な支援を求めることができる
- ⑪ 手順書に沿って陰圧閉鎖療法前後の状況を把握し、医師に報告できる
- ⑫ 陰圧閉鎖療法に伴う有害事象の対策等ができる
- ⑬ 陰圧閉鎖療法に関わる医療者に情報共有ができる

令和元年度 厚生労働省委託事業
看護師の特定行為に係る実態調査・分析事業（令和2年3月）
「到達目標の活用について」

特定行為区分：創部ドレーン管理関連

特定行為：創部ドレーンの抜去

概要：医師の指示の下、手順書により、身体所見（排液の性状や量、挿入部の状態、発熱の有無等）及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、創部に挿入・留置されているドレーンを除去する。抜去部は開放、ガーゼドレナージ又は閉塞性ドレッシング剤の貼付を行う。縫合糸で固定されている場合は抜糸を行う。

特定行為区分別科目一般目標：

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力、判断力及びコミュニケーション能力、並びに当該特定行為を行うための高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図る。

特定行為別到達目標：

- ① 創部ドレーン挿入・留置の目的と禁忌を理解できる
- ② 創部ドレーン挿入・留置部位（解剖）、排液の量・性状から得られる所見を理解できる
- ③ 創部ドレーンの種類と特徴（目的別の分類、排液方法による分類）を理解できる
- ④ 創部ドレーンの管理上の注意点（固定の方法、感染管理を含む）を理解できる
- ⑤ 創部ドレーンからの排液不良の原因と対策を理解できる
- ⑥ 術後創傷治癒の病態生理、治癒過程を理解できる
- ⑦ 創部ドレーン抜去の安全な手技の手順、注意点やリスク（有害事象とその対策等）を理解できる
- ⑧ 創部ドレーンの抜去に必要な身体所見と検査結果を理解できる
- ⑨ 創部ドレーン抜去の適応と禁忌、そのリスク（有害事象とその対策等）を理解できる
- ⑩ 身体所見と検査結果から創部ドレーンの必要性の可否と抜去時期が判断できる
- ⑪ 手順書で指示された病状の範囲外である場合、医師に報告・相談できる
- ⑫ 手順書に沿って感染管理と患者に配慮しながら創部ドレーンの抜去を実施できる
- ⑬ 創部ドレーン抜去時、状態に合わせて医師に必要な支援を求めることができる
- ⑭ 手順書に沿って創部ドレーン抜去前後の状況を把握し、医師に報告できる
- ⑮ 創部ドレーン抜去に伴う主な有害事象の対策等ができる
- ⑯ 創部ドレーン抜去に関わる医療者に情報共有ができる

令和元年度 厚生労働省委託事業
看護師の特定行為に係る実態調査・分析事業（令和2年3月）
「到達目標の活用について」

特定行為区分：動脈血液ガス分析関連

特定行為：直接動脈穿刺法による採血

概要：医師の指示の下、手順書により、身体所見（呼吸状態、努力呼吸の有無等）及び検査結果（経皮的動脈血酸素飽和度（SpO₂）等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、経皮的に橈骨動脈、上腕動脈、大腿動脈等を穿刺し、動脈血を採取した後、針を抜き圧迫止血を行う。

特定行為区分別科目一般目標：

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力、判断力及びコミュニケーション能力、並びに当該特定行為を行うための高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図る。

特定行為別到達目標：

- ① 直接動脈穿刺法による採血の適応となる主な疾患・病態を理解できる
- ② 直接動脈穿刺法による採血管理上の注意点（安全管理・感染管理を含む）を理解できる
- ③ 直接動脈穿刺法による採血時の安全な手技の手順、注意点やリスク（有害事象とその対策等）を理解できる
- ④ 直接動脈穿刺法が必要な身体所見と検査結果を理解できる
- ⑤ 患者の状態から直接動脈穿刺の必要の可否を判断できる
- ⑥ 手順書で指示された病状の範囲外である場合、医師に報告・相談できる
- ⑦ 手順書に沿って患者の状態に配慮しながら直接動脈穿刺法による採血ができる
- ⑧ 直接動脈穿刺時、状態に合わせて医師に必要な支援を求めることができる
- ⑨ 直接動脈穿刺法による採血後の止血とその確認ができる
- ⑩ 直接動脈穿刺法による採血前後の状況を把握し、医師に報告できる
- ⑪ 直接動脈穿刺法による採血に伴う主な有害事象の対策等ができる
- ⑫ 直接動脈穿刺の採血結果に関わる医療者に情報共有ができる

令和元年度 厚生労働省委託事業
看護師の特定行為に係る実態調査・分析事業（令和2年3月）
「到達目標の活用について」

定行為区分：動脈血液ガス分析関連

特定行為：橈骨動脈ラインの確保

概要：医師の指示の下、手順書により、身体所見（呼吸状態、努力呼吸の有無、チアノーゼ等）及び検査結果（動脈血液ガス分析、経皮的動脈血酸素飽和度（SpO₂）等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、経皮的に橈骨動脈から穿刺し、内套針に動脈血の逆流を確認後に針を進め、最終的に外套のカニューレのみを動脈内に押し進め留置する。

特定行為区分別科目一般目標：

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力、判断力及びコミュニケーション能力、並びに当該特定行為を行うための高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図る。

特定行為別到達目標：

- ① 橈骨動脈ラインの確保の適応となる主な疾患・病態を理解できる
- ② 橈骨動脈ラインの確保による採血管理上の注意点（安全管理・感染管理を含む）を理解できる
- ③ 橈骨動脈ラインの確保に関わる患者の身体所見と検査結果を理解できる
- ④ 橈骨動脈ラインの確保による採血時の安全な手技の手順、注意点やリスク（有害事象とその対策等）を理解できる
- ⑤ 身体所見と検査結果から橈骨動脈ラインの確保の必要性の可否を判断できる
- ⑥ 手順書で指示された病状の範囲外である場合、医師に報告・相談できる
- ⑦ 手順書に沿って患者に配慮して橈骨動脈ラインの確保ができる
- ⑧ 橈骨動脈ラインの確保時、状態に合わせて医師に必要な支援を求めることができる
- ⑨ 橈骨動脈ラインの確保後に安全に固定をすることができる
- ⑩ 橈骨動脈ラインの確保前後の状況を把握し、医師に報告できる
- ⑪ 橈骨動脈ラインの確保に伴う主な有害事象の対策等ができる
- ⑫ 橈骨動脈ラインの確保後にモニタの波形から適切に施行されたことを確認できる
- ⑬ 橈骨動脈ラインの確保に関わる医療者に情報共有ができる

令和元年度 厚生労働省委託事業
看護師の特定行為に係る実態調査・分析事業（令和2年3月）
「到達目標の活用について」

特定行為区分：感染に係る薬剤投与関連

特定行為：感染徴候がある者に対する薬剤の臨時の投与

概要：医師の指示の下、手順書により、身体所見（尿混濁の有無、発熱の程度等）及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、感染徴候時の薬剤を投与する。

特定行為区分別科目一般目標：

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力、判断力及びコミュニケーション能力、並びに当該特定行為を行うための高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図る。

特定行為別到達目標：

- ① 抗微生物薬の適応となる主な疾患・病態を理解できる
- ② 主な抗微生物薬（抗菌薬、抗真菌薬等）の種類と特徴を理解できる
- ③ 主な抗微生物薬（抗菌薬、抗真菌薬等）の注意点（副作用等）やリスク（有害事象とその対策等）を理解できる
- ④ 患者の様々な情報（既往歴、内服薬、基礎疾患等）から起こりうる感染症を想起できる
- ⑤ 抗微生物薬の適応となる患者の身体所見及び検査結果を理解できる
- ⑥ 感染の兆候から感染源、感染巣、疑わしい病原体を推測し、診断に必要な検体を採取できる
- ⑦ 抗微生物薬の特徴を理解し、患者の状況を踏まえて最適な手順、投与量、投与法を選択できる
- ⑧ 手順書で指示された病状の範囲外である場合、医師に報告・相談できる
- ⑨ 手順書に沿って抗微生物薬の投与を実施できる
- ⑩ 抗微生物薬投与前後の状況を把握し、医師に報告ができる
- ⑪ 抗微生物薬の投与における主な有害事象の対策等ができる
- ⑫ 抗微生物薬の投与に関わる医療者に情報共有ができる

令和元年度 厚生労働省委託事業
看護師の特定行為に係る実態調査・分析事業（令和2年3月）
「到達目標の活用について」

特定行為区分：栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連

特定行為：持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整

概要：医師の指示の下、手順書により、身体所見（食事摂取量、栄養状態等）及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整を行う。

特定行為区分別科目一般目標：

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力、判断力及びコミュニケーション能力、並びに当該特定行為を行うための高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図る。

特定行為別到達目標：

- ① 持続点滴中の高カロリー輸液が必要な疾患・病態を理解できる
- ② 持続点滴中の高カロリー輸液の管理上の注意点（安全管理、感染管理を含む）を理解できる
- ③ 持続点滴中の高カロリー輸液が必要な身体所見と検査結果を理解できる
- ④ 持続点滴中の高カロリー輸液の適応とそのリスク（有害事象とその対策等）を理解できる
- ⑤ 身体所見と検査結果から持続点滴中の高カロリー輸液の必要性の可否を判断できる
- ⑥ 手順書で指示された病状の範囲外である場合、医師に報告・相談できる
- ⑦ 手順書に沿って患者の栄養状態を評価し適切な高カロリー輸液の投与を実施できる
- ⑧ 実施後の評価を身体診察や検査結果から適切に行うことができる
- ⑨ 持続点滴中の高カロリー輸液の前中後の状態を把握し、医師に報告できる
- ⑩ 持続点滴中の高カロリー輸液に伴う主な有害事象の対策等ができる
- ⑪ 持続点滴中の高カロリー輸液に関わる医療者に情報共有ができる

令和元年度 厚生労働省委託事業
看護師の特定行為に係る実態調査・分析事業（令和2年3月）
「到達目標の活用について」

特定行為区分：栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連

特定行為：脱水症状に対する輸液による補正

概要：医師の指示の下、手順書により、身体所見（食事摂取量、皮膚の乾燥の程度、排尿回数、発熱の有無、口渇や倦怠感の程度等）及び検査結果（電解質等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、輸液による補正を行う。

特定行為区分別科目一般目標：

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力、判断力及びコミュニケーション能力、並びに当該特定行為を行うための高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図る。

特定行為別到達目標：

- ① 脱水症状に対する輸液による補正の適応となる主な疾患・病態を理解できる
- ② 輸液の種類と組成を理解できる
- ③ 脱水症状に対する輸液による補正に必要な身体所見と検査結果を理解できる
- ④ 脱水症状に対する輸液による補正の適応とそのリスク（有害事象とその対策等）を理解できる
- ⑤ 身体所見と検査結果から脱水症状に対する輸液による補正の必要性の可否を判断できる
- ⑥ 適切な輸液の選択と安全な輸液計画を設定することができる
- ⑦ 手順書で指示された病状の範囲外である場合、医師に報告・相談できる
- ⑧ 手順書に沿って脱水症状に対する輸液による補正をすることができる
- ⑨ 実施後の評価を身体診察や検査結果から適切に行うことができる
- ⑩ 脱水症状に対する輸液による補正前中後の状態を把握し、医師に報告できる
- ⑪ 脱水症状に対する輸液による補正に伴う主な有害事象の対策等ができる
- ⑫ 脱水症状に対する輸液による補正に関わる医療者に情報共有ができる

令和元年度 厚生労働省委託事業
看護師の特定行為に係る実態調査・分析事業（令和2年3月）
「到達目標の活用について」

特定行為区分：透析管理関連

特定行為：急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾ろ過器の操作及び管理

概要：医師の指示の下、手順書により、身体所見（血圧、体重の変化、心電図モニター所見等）、検査結果（動脈血液ガス分析、血中尿素窒素（BUN）、カリウム値等）及び循環動態等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾ろ過装置の操作及び管理を行う。

特定行為区分別科目一般目標：

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力、判断力及びコミュニケーション能力、並びに当該特定行為を行うための高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図る。

特定行為別到達目標：

- ① 急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾ろ過器の適応となる主な疾患・病態を理解できる
- ② 急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾ろ過器を使用する際のカテーテル挿入・留置部位（解剖）を理解できる
- ③ 急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾ろ過器の管理上の注意点（安全管理、感染管理を含む）を理解できる
- ④ 急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾ろ過器を使用時の身体所見と検査結果、循環動態を理解できる
- ⑤ 身体所見と検査結果、循環動態から急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾ろ過器装置の操作及び管理の必要性の可否を判断できる
- ⑥ 手順書で指示された病状の範囲外である場合、医師に報告・相談できる
- ⑦ 手順書に沿って不安定な循環動態や検査結果の異常の初期対応を含めた急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾ろ過器装置使用ができる
- ⑧ 急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾ろ過器の使用状況、患者の状態を把握し、必要な支援を求めることができる
- ⑨ 急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾ろ過器の主な有害事象の対策等ができる
- ⑩ 急性血液浄化療法を円滑に進めるために関わる医療者に情報共有ができる

令和元年度 厚生労働省委託事業
看護師の特定行為に係る実態調査・分析事業（令和2年3月）
「到達目標の活用について」

特定行為区分：血糖コントロールに係る薬剤投与関連

特定行為：インスリン投与量の調整

概要：医師の指示の下、手順書（スライディングスケールは除く）により、身体所見（口渇、冷汗の程度、食事摂取量等）及び検査結果（血糖値等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、インスリンの投与量の調整を行う。

特定行為区分別科目一般目標：

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力、判断力及びコミュニケーション能力、並びに当該特定行為を行うための高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図る。

特定行為別到達目標：

- ① インスリン製剤の種類及び臨床薬理を理解できる
- ② インスリン療法の適応と方法、及びインスリン投与量の調整時の影響を理解できる
- ③ 血糖値に影響する病態、治療、環境因子と、血糖値の変動による影響を判断できる
- ④ インスリン投与量の調整において、把握すべき身体所見及び検査結果を理解できる
- ⑤ インスリン投与量の調整の適応とそのリスク（有害事象とその対策等）を理解できる
- ⑥ 患者の身体所見と検査結果から、インスリン投与量の調整の可否を判断できる
- ⑦ 患者の認知及び病気や治療の理解度に応じて、適宜、患者（家族）にインスリン投与量の調整の必要性と予測される結果を説明できる
- ⑧ 手順書で指示された病状の範囲外である場合、医師に報告・相談できる
- ⑨ 手順書に沿って患者の血糖値の状態を評価し、適切なインスリン投与量の調整を実施できる
- ⑩ 実施後の評価を身体診察や検査結果から適切に行うことができる
- ⑪ インスリン投与量の調整の前中後の状態を把握し、医師に報告できる
- ⑫ インスリン投与量の調整に伴う主な有害事象の対策等ができる
- ⑬ インスリン投与量の調整を円滑に進めるために関わる医療者に情報共有ができる
- ⑭ 患者の認知及び病気や治療の理解度に応じて、適宜、患者（家族）にインスリン投与量の調整に伴う結果を説明できる

令和元年度 厚生労働省委託事業
看護師の特定行為に係る実態調査・分析事業（令和2年3月）
「到達目標の活用について」

特定行為区分：術後疼痛管理関連

特定行為：硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整

概要：医師の指示の下、手順書により、身体所見（疼痛の程度、嘔気や呼吸困難感の有無、血圧等）、術後経過（安静度の拡大等）及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、硬膜外カテーテルからの鎮痛剤の投与及び投与量の調整を行う（患者自己調節鎮痛法（PCA）を除く）。

特定行為区分別科目一般目標：

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力、判断力及びコミュニケーション能力、並びに当該特定行為を行うための高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図る。

特定行為別到達目標：

- ① 硬膜外カテーテル挿入（もしくは、硬膜外麻酔）の目的及び特徴を理解できる
- ② 硬膜外麻酔が適応となる代表的な手術・術式を理解できる
- ③ 硬膜外麻酔が禁忌となる主な病態を理解できる
- ④ 硬膜外カテーテルからの鎮痛剤の投与及び投与量の調整に必要な身体所見と検査結果を理解できる
- ⑤ 硬膜外カテーテルからの鎮痛剤の投与及び量の調整に必要な病態生理・回復過程を理解できる
- ⑥ 硬膜外カテーテルからの鎮痛剤の投与及び投与量の調整に必要な局所麻酔薬の種類及び臨床薬理を理解できる
- ⑦ 硬膜外カテーテルからの鎮痛剤の投与及び投与量の調整に必要な使用器材の目的や特徴、投与準備や使用方法を理解できる
- ⑧ 患者の身体所見と検査結果から硬膜外カテーテルからの鎮痛剤の投与及び投与量の調整の必要性の可否を判断できる
- ⑨ 手順書で指示された病状の範囲外である場合、医師に報告・相談できる
- ⑩ 手順書に沿って患者に配慮しながら硬膜外カテーテルからの鎮痛剤の投与が実施できる
- ⑪ 手順書に沿って患者に配慮しながら硬膜外カテーテルからの鎮痛剤の投与量の調整が実施できる。
- ⑫ 硬膜外カテーテルからの鎮痛剤の投与及び投与量の調整の前中後の状態に合わせて、医師に必要な支援を求めることができる
- ⑬ 硬膜外カテーテルからの鎮痛剤の投与及び投与量の調整に伴う有害事象の対策等ができる
- ⑭ 硬膜外カテーテルからの鎮痛剤の投与後の状況を把握し、医師に報告できる

令和元年度 厚生労働省委託事業
看護師の特定行為に係る実態調査・分析事業（令和2年3月）
「到達目標の活用について」

- ⑮ 硬膜外カテーテルからの鎮痛剤の投与量の調整後の状況を把握し、医師に報告できる
- ⑯ 硬膜外麻酔カテーテルからの鎮痛剤の投与及び投与量の調整に関わる医療者に情報共有ができる

令和元年度 厚生労働省委託事業
看護師の特定行為に係る実態調査・分析事業（令和2年3月）
「到達目標の活用について」

特定行為区分：循環動態に係る薬剤投与関連

特定行為：持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整

概要：医師の指示の下、手順書により、身体所見（動悸の有無、尿量、血圧等）、血行動態及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、持続点滴中のカテコラミン（注射薬）の投与量の調整を行う。

特定行為区分別科目一般目標：

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力、判断力及びコミュニケーション能力、並びに当該特定行為を行うための高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図る。

特定行為別到達目標：

- ① 持続点滴を行うカテコラミンの適応となる主な疾患・病態を理解できる
- ② 主なカテコラミンの種類とそれぞれの特徴及び臨床薬理を理解できる
- ③ 主なカテコラミンの注意点（投与量、投与経路、副作用を含む）、リスク（有害事象とその対策等）を理解できる
- ④ カテコラミン投与が必要な患者の身体所見と検査結果が理解できる
- ⑤ 身体所見と検査結果から持続点滴中のカテコラミン投与量調整の必要性の可否を判断できる
- ⑥ 手順書で指示された病状の範囲外である場合、医師に報告・相談できる
- ⑦ 手順書に沿って持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整を実施できる
- ⑧ 手順書に沿って持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整を行い、前中後の状況を把握し、医師に報告できる
- ⑨ カテコラミンに伴う主な有害事象の対策等ができる
- ⑩ 持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整結果に関わる医療者に情報共有ができる

令和元年度 厚生労働省委託事業
看護師の特定行為に係る実態調査・分析事業（令和2年3月）
「到達目標の活用について」

特定行為区分：循環動態に係る薬剤投与関連

特定行為：持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整

概要：医師の指示の下、手順書により、身体所見（口渇や倦怠感の程度、不整脈の有無、尿量等）及び検査結果（電解質、酸塩基平衡等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整を行う。

特定行為区分別科目一般目標：

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力、判断力及びコミュニケーション能力、並びに当該特定行為を行うための高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図る。

特定行為別到達目標：

- ① 持続点滴を行うナトリウム、カリウム又はクロール投与の適応となる主な疾患・病態を理解できる
- ② ナトリウム、カリウム又はクロールの輸液製剤の種類及び臨床薬理を理解できる
- ③ ナトリウム、カリウム又はクロールの投与上の注意点（投与量、投与経路、副作用を含む）とリスク（有害事象とその対策等）を理解できる
- ④ ナトリウム、カリウム又はクロールの投与量調整が必要な患者の身体所見と検査結果を理解できる
- ⑤ 身体所見と検査結果からナトリウム、カリウム又はクロールの投与量調整の必要性の可否を判断できる
- ⑥ 手順書で指示された病状の範囲外である場合、医師に報告・相談できる
- ⑦ 手順書に沿って持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整を実施できる
- ⑧ 手順書に沿って持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整を行い、前中後の状況を把握し、医師に報告できる
- ⑨ ナトリウム、カリウム又はクロールの投与に伴う主な有害事象の対策等ができる
- ⑩ 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整結果に関わる医療者に情報共有ができる

令和元年度 厚生労働省委託事業
看護師の特定行為に係る実態調査・分析事業（令和2年3月）
「到達目標の活用について」

特定行為区分：循環動態に係る薬剤投与関連

特定行為：持続点滴中の降圧剤の投与量の調整

概要：医師の指示の下、手順書により、身体所見（意識レベル、尿量の変化、血圧等）及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、持続点滴中の降圧剤（注射薬）の投与量の調整を行う。

特定行為区分別科目一般目標：

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力、判断力及びコミュニケーション能力、並びに当該特定行為を行うための高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図る。

特定行為別到達目標：

- ① 持続点滴を行う降圧剤投与の適応となる主な疾患・病態を理解できる
- ② 主な降圧剤の輸液製剤の種類、特徴及び臨床薬理を理解できる
- ③ 降圧剤の注意点（投与量、投与経路、副作用、心電図変化を含む）やリスク（有害事象とその対策等）を理解できる
- ④ 血圧変動に伴う身体所見と検査結果を理解できる
- ⑤ 身体所見と検査結果から持続点滴中の降圧薬の投与量調整の必要性の可否を判断できる
- ⑥ 手順書で指示された病状の範囲外である場合、医師に報告・相談できる
- ⑦ 手順書に沿って持続点滴中の降圧剤の投与量調整を実施できる
- ⑧ 持続点滴中の降圧剤の投与量の調整を行い、前中後の状況を把握し、医師に報告できる
- ⑨ 降圧剤投与に伴う主な有害事象の対策等ができる
- ⑩ 持続点滴中の降圧剤の投与量の調整結果に関わる医療者に情報共有ができる

令和元年度 厚生労働省委託事業
看護師の特定行為に係る実態調査・分析事業（令和2年3月）
「到達目標の活用について」

特定行為区分：循環動態に係る薬剤投与関連

特定行為：持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整

概要：医師の指示の下、手順書により、身体所見（食事摂取量、栄養状態、尿量、水分摂取量、不感蒸泄等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、持続点滴中の糖質輸液、電解質輸液の投与量の調整を行う。

特定行為区分別科目一般目標：

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力、判断力及びコミュニケーション能力、並びに当該特定行為を行うための高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図る。

特定行為別到達目標：

- ① 持続点滴を行う糖質輸液又は電解質輸液投与の適応となる主な疾患・病態を理解できる
- ② 主な糖質輸液又は電解質輸液の輸液製剤の種類、特徴及び臨床薬理を理解できる
- ③ 糖質輸液又は電解質輸液の注意点（投与量、投与経路、副作用、心電図変化を含む）やリスク（有害事象とその対策等）を理解できる
- ④ 糖質輸液又は電解質輸液の投与量調整が必要な患者の身体所見と検査結果を理解できる
- ⑤ 身体所見と検査結果から糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整の必要性の可否を判断できる
- ⑥ 手順書で指示された病状の範囲外である場合、医師に報告・相談できる
- ⑦ 手順書に沿って持続点滴中の糖質輸液、電解質輸液の投与量を調整できる
- ⑧ 持続点滴中の糖質輸液、電解質輸液の投与量の調整を行い、前中後の状況を把握し、医師に報告できる
- ⑨ 糖質輸液、電解質輸液投与に伴う主な有害事象の対策等ができる
- ⑩ 持続点滴中の糖質輸液、電解質輸液の投与量の調整結果に関わる医療者に情報共有ができる

令和元年度 厚生労働省委託事業
看護師の特定行為に係る実態調査・分析事業（令和2年3月）
「到達目標の活用について」

特定行為区分：循環動態に係る薬剤投与関連

特定行為：持続点滴中の利尿剤の投与量の調整

概要：医師の指示の下、手順書により、身体所見（口渇、血圧、尿量、水分摂取量、不感蒸泄等）及び検査結果（電解質等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、持続点滴中の利尿剤（注射薬）の投与量の調整を行う。

特定行為区分別科目一般目標：

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力、判断力及びコミュニケーション能力、並びに当該特定行為を行うための高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図る。

特定行為別到達目標：

- ① 持続点滴を行う利尿剤投与の適応となる主な疾患・病態を理解できる
- ② 主な利尿剤の輸液製剤の種類、特徴及び臨床薬理を理解できる
- ③ 利尿剤の注意点（投与量、投与経路、副作用を含む）やリスク（有害事象とその対策等）を理解できる
- ④ 持続点滴中の利尿剤投与に関係する患者の身体所見と検査結果を理解できる
- ⑤ 身体所見と検査結果から持続点滴中の利尿剤の投与量の調整の必要性の可否を判断できる
- ⑥ 手順書で指示された病状の範囲外である場合、医師に報告・相談できる
- ⑦ 手順書に沿って持続点滴中の利尿剤の投与量を調整できる
- ⑧ 持続点滴中の利尿剤の投与量の調整を行い、前中後の状況を把握し、医師に報告できる
- ⑨ 利尿剤投与に伴う主な有害事象の対策等ができる
- ⑩ 持続点滴中の利尿剤の投与量に関わる医療者に情報共有ができる

令和元年度 厚生労働省委託事業
看護師の特定行為に係る実態調査・分析事業（令和2年3月）
「到達目標の活用について」

特定行為区分：精神及び神経症状に係る薬剤投与関連

特定行為：抗けいれん剤の臨時的投与

概要：医師の指示の下、手順書により、身体所見（発熱の程度、頭痛や嘔吐の有無、発作の様子等）及び既往の有無等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、抗けいれん剤を投与する。

特定行為区分別科目一般目標：

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力、判断力及びコミュニケーション能力、並びに当該特定行為を行うための高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図る。

特定行為別到達目標：

- ① 抗けいれん剤の適応となる主な疾患・病態を理解できる
- ② 抗けいれん剤の適応とならない主なけいれん性疾患を理解できる
- ③ 主な抗けいれん剤の種類、特徴及び臨床薬理を理解できる
- ④ 主な抗けいれん剤の注意点（投与量、投与経路、副作用を含む）とリスク（有害事象とその対策等）を理解できる
- ⑤ 抗けいれん剤の必要性に関係する身体所見と検査結果を理解できる
- ⑥ 身体所見と検査結果から抗けいれん剤投与の必要性の可否を判断できる
- ⑦ 手順書で指示された病状の範囲外である場合、医師に報告・相談できる
- ⑧ 手順書に沿って患者に配慮しながら抗けいれん剤の投与が実施できる
- ⑨ 抗けいれん剤投与前中後の状況を把握し、医師に報告できる
- ⑩ 抗けいれん剤投与に伴う主な有害事象の対策等ができる。
- ⑪ 抗けいれん剤の投与に関わる医療者に情報共有ができる

令和元年度 厚生労働省委託事業
看護師の特定行為に係る実態調査・分析事業（令和2年3月）
「到達目標の活用について」

特定行為区分：精神及び神経症状に係る薬剤投与関連

特定行為：抗精神病薬の臨時の投与

概要：医師の指示の下、手順書により、身体所見（興奮状態の程度や継続時間、せん妄の有無等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、抗精神病薬を投与する。

特定行為区分別科目一般目標：

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力、判断力及びコミュニケーション能力、並びに当該特定行為を行うための高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図る。

特定行為別到達目標：

- ① 抗精神病薬の適応となる主な疾患・病態を理解できる
- ② 主な抗精神病薬の種類、特徴及び臨床薬理を理解できる
- ③ 主な抗精神病薬の注意点（投与量、投与経路、副作用、耐性、依存性を含む）とリスク（有害事象とその対策等）を理解できる
- ④ 抗精神病薬に関係する身体所見と検査結果を理解できる
- ⑤ 身体所見と検査結果から抗精神病薬投与の必要性の可否を判断できる
- ⑥ 手順書で指示された病状の範囲外である場合、医師に報告・相談できる
- ⑦ 手順書に沿って患者に配慮しながら抗精神病薬の投与ができる
- ⑧ 抗精神病薬投与前中後の状況を把握し、医師に報告できる
- ⑨ 抗精神病薬投与に伴う主な有害事象の対策等ができる
- ⑩ 抗精神病薬の投与に関わる医療者に情報共有できる

令和元年度 厚生労働省委託事業
看護師の特定行為に係る実態調査・分析事業（令和2年3月）
「到達目標の活用について」

特定行為区分：精神及び神経症状に係る薬剤投与関連

特定行為：抗不安薬の臨時の投与

概要：医師の指示の下、手順書により、身体所見（不安の程度や継続時間等）等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、抗不安薬を投与する。

特定行為区分別科目一般目標：

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力、判断力及びコミュニケーション能力、並びに当該特定行為を行うための高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図る。

特定行為別到達目標：

- ① 抗不安薬の適応となる主な疾患・病態を理解できる
- ② 主な抗不安薬の種類、特徴及び臨床薬理を理解できる
- ③ 主な抗不安薬の注意点とリスク（有害事象とその対策等）を理解できる
- ④ 抗不安薬投与に関係する身体所見と検査結果を理解できる
- ⑤ 身体所見と検査結果から抗不安薬投与の必要性の可否を判断できる
- ⑥ 手順書で指示された病状の範囲外である場合、医師に報告・相談できる
- ⑦ 手順書に沿って患者に配慮しながら、抗不安薬の投与ができる
- ⑧ 抗不安薬投与前中後の状況を把握し、医師に報告できる
- ⑨ 抗不安薬投与に伴う主な有害事象の対策等ができる
- ⑩ 抗不安薬の投与に関わる医療者に情報共有ができる

令和元年度 厚生労働省委託事業
看護師の特定行為に係る実態調査・分析事業（令和2年3月）
「到達目標の活用について」

特定行為区分：皮膚損傷に係る薬剤投与関連

特定行為：抗がん剤その他の薬剤が血管外に漏出した時のステロイド薬の局所注射および投与量の調整

概要：医師の指示の下、手順書により、身体所見（穿刺部位の皮膚の発赤や腫脹の程度、疼痛の有無等）及び漏出した薬剤の量等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、副腎皮質ステロイド薬（注射薬）の局所注射及び投与量の調整を行う。

特定行為区分別科目一般目標：

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力、判断力及びコミュニケーション能力、並びに当該特定行為を行うための高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図

特定行為別到達目標：

- ① 血管外漏出で処置の適応となる主な薬剤・病態を理解できる
- ② 血管外漏出の部位、範囲、皮膚障害の程度とステロイド薬の局所注射後に得られる所見を理解できる
- ③ 血管外漏出の治療の際に用いられるステロイド薬の種類、特徴及び臨床薬理を理解できる
- ④ 血管外漏出の治療の際に用いられるステロイド薬の注意点とリスク（有害事象とその対策等）を理解できる
- ⑤ ステロイド薬の局所注射および投与量の調整における安全な手技の手順を理解できる
- ⑥ 血管外薬剤漏出に関係する身体所見と検査結果を理解できる
- ⑦ 血管外薬剤漏出による身体所見と検査結果からステロイド薬の必要性の可否を判断できる
- ⑧ 手順書で指示された病状の範囲外である場合、医師に報告・相談できる
- ⑨ 手順書に沿って患者に配慮しながらステロイド薬の局所注射と投与量の調整が正しくできる
- ⑩ ステロイド薬の局所注射と投与量の調整前中後の状況を把握し、医師に報告できる
- ⑪ ステロイド薬の局所注射と投与量の調整に伴う主な有害事象の対策等ができる
- ⑫ ステロイド薬の局所注射と投与に関わる医療者に情報共有ができる